

農業委員会名簿

出席席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
欠席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	藤 田 佳 久
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和6年2月20日(火) 午前8時55分から午前9時21分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員 (14人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員 (1人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について</p> <p>日程第 5 決定第13号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書</p> <p>6. 農業委員会事務局職員 (4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 植松 佑 太 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会 (午前8時55分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和6年2月定例農業委員会を始めさせて いただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長 さんをお願いします。</p> <p>事務局長 会長さん宜しくお願いします。</p> <p>会長 《会長あいさつ》</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中14名）で、定足数に達しておりますので、只今より2月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》 それでは、 議席番号 2 番 山田 真弘 委員 議席番号 3 番 鷺野 則美 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第33号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第34号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第35号</td> <td>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>決定第13号</td> <td>旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地改良届出書</td> <td>1件</td> </tr> </table>	議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請	6件	議案第34号	農地法第5条の規定による許可申請	6件	議案第35号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について	1件	決定第13号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について	23件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	13件		2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	4件		2. 農地改良届出書	1件
議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請	6件																							
議案第34号	農地法第5条の規定による許可申請	6件																							
議案第35号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について	1件																							
決定第13号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について	23件																							
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	13件																							
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件																							
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	4件																							
	2. 農地改良届出書	1件																							
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請6件について審議をお願いします。</p>																								
<p>会長</p>	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>																								
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から6番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明） 以上、6件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>																								
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第33号について説明させていただきました、何かご質</p>																								

	<p>問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p>
会長	<p>それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会長	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p>
会長	<p>続きまして、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請6件について審議をお願いします。なお、申請番号2番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。まず、申請番号2番の審議をおこないます。関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p>
会長	<p>それでは事務局より説明をお願いします</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成14年から個人事業主として自動車の販売や自動車の板金・塗装業を営み健全な経営を続けてきました。経営は順調で販売車両や代車を今以上に増やしたいと考えております。しかし、本部田町の本店事務所と名古屋市中川区の整備工場にはこれ以上駐車できない状況です。そこで本店事務所の近隣で駐車場として利用できそうな土地を探していたところ申請地が見つかりました。申請地は本店事務所からも近く、面積も適切であり、近隣農地への影響も少なく最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場として利用する計画です。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より申請番号2番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p>

会長	<p>それでは議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請2番について 賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p>
会長	<p>それでは、申請番号1番、3番から6番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成31年に設立され、主に再生資源回収業を営む法人です。現在は申請地北の既存置場兼駐車場で再生資源と車両を保管しております。需要は増え続けており、既存置場はトラックの転回スペースや従業員駐車場などを考えると手狭になっており、今後の事業拡大にむけて早急に駐車場用地が必要となっております。そこで、できるだけ近い場所で管理の行き届きやすい駐車場用地を探していたところ今回の申請地にたどり着き、所有者からも快諾を得られました。今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場として利用する計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて夫婦二人で暮らしております。今後の生活環境および家族計画を考えるうえで、住宅建設が切実な願望であります。このことを本家に相談したところ、祖母の所有する申請地に建築すること提案してもらいました。申請地であれば自分が生まれ育った土地でもあり、本家にすむ祖母や母とお互いに安心・安定した生活ができるものと考えております。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請人である法人の代表者は長年農業に携わってきました。令和3年に法人化し、経営の拡大に努めておりますが、順調な経営拡大に伴い、既存の施設敷地では手狭になってきました。既存の敷地内では農業用の資機材、作業車、作業場など混在しており、効率の良い状態とは言えません。今後の事業拡大を見据える中で、新たに農業用資機材置き場を設ける計画となりました。申請地は既存の施設のはず向かいにあり、効率面管理面申し分なく、他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、農業用資材置場を設置する計画です。</p>

事務局	<p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では180枚のパネル(発電出力:98.1kw)を設置し総事業費は約815万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。</p> <p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は飲食店経営を主な事業としており、申請土地の南側に就労支援B型事業所を建設し、運営を予定しております。開業前に利用者や従業員の利便性を考えた結果、駐車スペースについて想定していた台数よりも大幅に上回る台数が必要であると判断しました。そこで事業所の近隣を探したところ、事業所にほぼ隣接した申請地が見つかりました。申請地であれば他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、5件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第34号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請5件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会長	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>
会長	<p>続きまして、議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による当委員会への意見聴取について 1件についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明) 以上、1件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>

会長	<p>只今、事務局より議案第35号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による当委員会への意見聴取について 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会長	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。</p>
会長	<p>続きまして、決定第13号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から23番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)旧経営基盤法第18条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>議案番号1番から23番、全体筆数は114筆、面積は102,973㎡ です。</p> <p>1番から22番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、22名の方々が借り受けております。その他23番は相対の利用権設定で1名の方が借り受けております。</p> <p>内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。</p> <p>愛知県知事同意は令和6年2月2日、愛知県農業振興基金同意は令和6年2月5日、公告年月日は令和6年2月29日、契約開始年月日は令和6年3月1日 となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。</p> <p>以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第13号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第13号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

会長	(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。
会長	続きまして、専決報告 2件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から13番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、13件の届出を受理しました。 (専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理しました。
会長	只今、専決報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。
事務局	続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。 《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上4件の合意解約を受付いたしました。 (報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、1件の届出書を受付いたしました。
会長	只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。

会長	それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。
会長	これをもちまして、2月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 (終了 午前 9時 21分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和6年2月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号2番委員 山 田 真 弘

議事録署名者
議席番号3番委員 鷺 野 則 美